

さいたま市の

「都市計画・建築・土木」に関する窓口

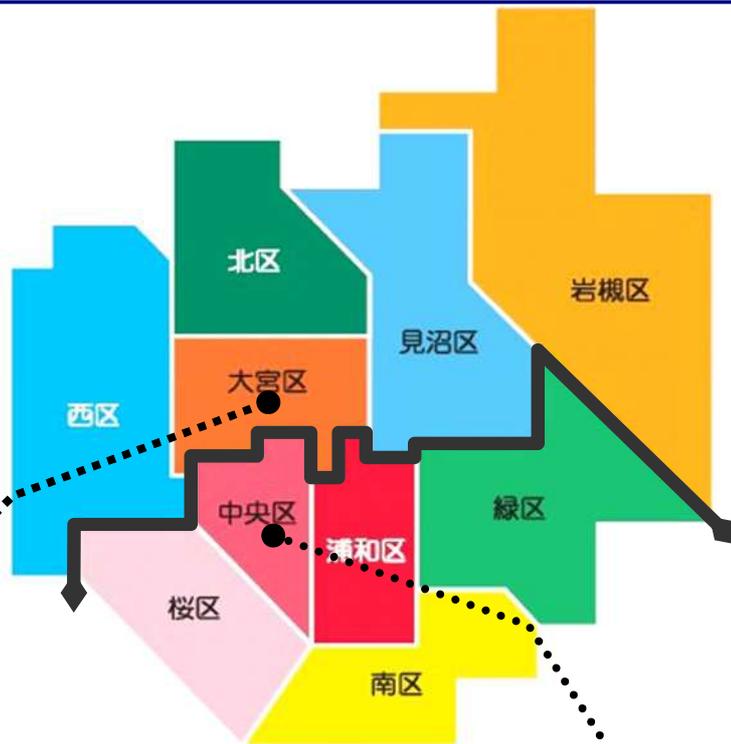
さいたま市の都市計画・建築・土木に関する窓口は、区域によって下記のとおりとなります。

西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区については

→北部都市計画指導課、北部公園整備課 及び 北部建設事務所

中央区・桜区・浦和区・南区・緑区については

→南部都市計画指導課、南部公園整備課 及び 南部建設事務所



旧中山道 東口

大宮駅

- ・北部都市計画指導課、北部公園整備課
- ・北部建設事務所

(大宮区役所 6階)

さいたま市大宮区吉敷町 1-124-1

氷川参道

〈アクセス〉
大宮駅 (JR 他)
東口から 徒歩 15分

鴻沼川

消防署

至 北与野 国道 17号

- ・南部都市計画指導課、南部公園整備課
- (中央区役所 3階)
- ・南部建設事務所
- (中央区役所・別館 2階)

さいたま市中央区下落合 5-7-10

別館

与野郵便局

至 与野駅

与野本町駅

〈アクセス〉
与野本町駅 (JR 埼京線)
東口から 徒歩 5分

＜ 建設事務所 ＞ で扱う主な業務と窓口

北部建設事務所の担当区域>>西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区

南部建設事務所の担当区域>>中央区・桜区・浦和区・南区・緑区

▼ 業務内容	▼ 担当課
(道 路 ・ 河 川 ・ 水 路) ○道路・河川・水路の境界確認、占用許可・施行承認申請 ○認定路線番号・幅員の照会 ○特殊車両の通行許可及び認定	▶ 土木管理課 (北部) TEL 048-646-3199 (南部) TEL 048-840-6198
○生活道路の整備 ○交通安全施設の整備 ○無電柱化の整備 ○橋りょうの補修 ○くらしの道路整備事業 ○私道舗装等整備費用助成制度の申請受付・検査	▶ 道路安全対策課 (北部) TEL 048-646-3205 (南部) TEL 048-840-6205
○都市計画道路の整備 ○国県道等、幹線道路の整備	▶ 道路建設課 (北部) TEL 048-646-3211 (南部) TEL 048-840-6211
○道路の維持・補修 ○橋りょうの維持 ○スマイルロード整備事業 ○街路樹などの管理 ○道路の清掃	▶ 道路維持課 (北部) TEL 048-646-3225 (南部) TEL 048-840-6223
○道路・街路・河川・水路及び下水道の事業用地の取得	▶ 用地課 (北部) TEL 048-646-3217 (南部) TEL 048-840-6217
○河川・市街化調整区域内の水路の整備・管理・補修	▶ 河川整備課 (北部) TEL 048-646-3230 (南部) TEL 048-840-6230
(建 築) ○違反建築物の指導 ○狭あい道路後退用地の寄附に対する補助 ○中高層建築物の建築に係る紛争防止条例に基づく届出 ○建設リサイクル法に基づく届出 ○建築基準法の道路種別 ○道路の位置の指定及び廃止(道路位置指定申請図等の閲覧及び写し の交付) ○既存ブロック塀等改善事業の助成 ○建築基準法に基づく許可(仮設建築物、法第43条第2項) 及び仮使用の認定(特定行政庁) ○バリアフリー法に基づく認定 ○長期優良住宅の認定 ○だれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づく届出 ○建築物(一戸建て住宅)の耐震診断及び耐震補強工事等の助成	▶ 建築指導課 (北部) TEL 048-646-3235 (南部) TEL 048-840-6236
○建築物等に係る審査及び確認ならびに中間検査及び完了検査 ○建築計画概要書等の閲覧及び写しの交付、建築台帳記載事項 証明書の交付 ○仮使用の認定(建築主事) ○建築物の形態規制(斜線・日影) ○低炭素建築物新築等計画の認定	▶ 建築審査課 (北部) TEL 048-646-3242 (南部) TEL 048-840-6242
(下 水 道) ○下水道・市街化区域内の水路等の維持補修 ○下水道使用料・受益者負担金 ○排水設備の申請受付・検査 ○水洗便所改造資金貸付 ○下水道台帳の閲覧	▶ 下水道管理課 (北部) TEL 048-646-3248 (南部) TEL 048-840-6248
○公共下水道の改築及び地震対策の設計に関すること ○公共下水道の改築及び地震対策の工事に関すること	▶ 下水道再整備課 (北部) TEL 048-646-3255 (南部) TEL 048-840-6255
○公共下水道の汚水事業に係る設計及び工事に関すること ○公共下水道の浸水対策事業に係る設計及び工事に関すること ○排水路の設計及び工事に関すること	▶ 下水道建設課 (北部) TEL 048-646-3262 (南部) TEL 048-840-6263

その他関連する業務の窓口（窓口の所在地にご注意ください）

▼ 業務内容		▼ 担当課
上水道	▼さいたま市水道局電話受付センター TEL 048-665-3220	
	○道路に埋設された水道本管及び給水装置（個人管）の埋設調査に関すること（審査） ○給水装置工事の受付、設計審査に関すること（審査） ○開発行為等に係る給水に関すること（調整）	▶ 水道局 給水工事課 さいたま市浦和区針ヶ谷 1-18-2 水道局針ヶ谷庁舎 3階 TEL 048-714-3090（審査） TEL 048-714-3188（調整）
	○道路に埋設された水道本管の維持管理に関すること	▶ 水道局 維持管理課 さいたま市北区東大成町 2-445-1 水道総合センター 3階 TEL 048-788-2210
以下の庁舎でご案内する内容もありますので、あらかじめ水道局電話受付センターにご確認ください。 水道局水道庁舎（さいたま市浦和区常盤 6-14-16） 北部水道営業所（さいたま市北区益裁町 200-1）		
▼ 業務内容		▼ 担当課
○公拡法（公有地の拡大の推進に関する法律）の届出及び申出		▶ 建設局 土木総務課 さいたま市役所 11階 TEL 048-829-1485
○農地の転用に関すること		▶ 農業委員会 農地調整課 さいたま市役所 10階 TEL 048-829-1903
○農業用排水路等に関すること ○農業振興地域整備計画変更の相談・申出 ○農用地区域証明・農用地区域外証明の交付 ○森林法に基づく森林の土地の所有者届、森林の伐採届に関すること		▶ 経済局 農業環境整備課 さいたま市役所 7階 TEL 048-829-1377（農振・森林） TEL 048-829-1379（水路）
○騒音規制法、振動規制法に基づく特定建設作業実施の届出 ○土壌汚染、浄化槽の設置等に関すること ○水質汚濁防止法に基づく届出 ○大気汚染防止法に基づく届出		▶ 環境局 環境対策課 さいたま市役所 7階 TEL 048-829-1332（騒音振動） TEL 048-829-1331（水質土壌） TEL 048-829-1330（大気）
○高度地区の特例による認定・許可（都市計画） ○国土利用計画法の届出（開発調整） ○大規模開発行為等に係る届出・近隣説明報告書の閲覧（開発調整） ○低未利用土地等確認書の申請（開発調整）		▶ 都市局 都市計画課 さいたま市役所 9階 TEL 048-829-1403（都市計画） TEL 048-829-1427（開発調整）
○生産緑地地区の指定及び変更に関すること。 ○生産緑地地区の行為の許可、指導等に関すること		▶ 都市局 みどり推進課 さいたま市役所 9階 TEL 048-829-1414
○埋蔵文化財に関すること ○指定文化財に関すること ※ さいたま市埋蔵文化財包蔵地地図は、各区役所の情報公開コーナー及びさいたま市ホームページでも確認できます。		▶ 教育委員会 文化財保護課 さいたま市役所第二別館 2階 TEL 048-829-1724（埋蔵） TEL 048-829-1723（指定）
○児童生徒の増加に伴う措置 ○通学路の安全確保		▶ 教育委員会 学事課 さいたま市役所第二別館 1階 TEL 048-829-1648
○学校用地の確保に関すること		▶ 教育委員会 学校施設整備課 さいたま市役所第二別館 2階 TEL 048-829-1642
○住宅用家屋証明書の発行 ○簡易な道路の補修修繕 ○自転車等駐車場の附置に関する条例に基づく届出（駐輪場に限る） ○開発行為に伴う駐車場・駐輪場の設置に関すること		▶ 各区役所 暮らし応援室

問合せの内容によっては、担当の窓口が異なる場合がありますので、不明な点がございましたら、あらかじめお電話にてご確認ください。

〈都市計画指導課、公園整備課〉で扱う主な業務と窓口

北部都市計画指導課、北部公園整備課の担当区域>>西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区

南部都市計画指導課、南部公園整備課の担当区域>>中央区・桜区・浦和区・南区・緑区

▼ 業務内容	▼ 担当課
<p>(都市計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○用途地域・都市計画道路等の指導、都市計画に関する案内 ○都市計画関係証明書等の発行 ○都市計画法第53条建築許可の申請（市街地再開発事業区域を除く） ○地区計画の届出 ○都市計画図の販売 ○地価調査関係図書の閲覧（令和3年分まで） <p>(屋外広告物条例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○屋外広告物条例に基づく許可申請 ○違反屋外広告物の簡易除却 ○景観形成型広告物整備地区内の届出（北部都市計画事務所のみ） <p>(景観条例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○景観条例に基づく一定規模以上の建築物等の届出・指導 ○景観条例に基づく特定地区内の行為の届出・指導（北部都市計画事務所のみ） <p>(駐車場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○駐車場法に基づく届出 ○建築物駐車施設の附置等に関する条例に基づく駐車場の届出・指導（共同住宅等を除く） 	<p>▶ 都市計画事務所 都市計画指導課(都市管理係) (北部) TEL 048-646-3178 (南部) TEL 048-840-6178</p>
<p>(開発行為)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○開発行為等の許可等申請 ○開発行為の手続に関する条例に基づく手続き 	<p>▶ 都市計画事務所 都市計画指導課(開発係) (北部) TEL 048-646-3184 (南部) TEL 048-840-6184</p>
<p>(都市計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○風致地区内の建築等の規制・許可申請（北部公園整備課のみ） <p>(公園・緑地)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生産緑地地区に係る証明書等交付 ○公園・公園施設・緑地等の設計・整備・改修及び維持管理・修繕（他の所管に属するものを除く。） ○公園の使用許可・占用許可の申請 ○開発行為に係る公園及び緑化の協議・指導 	<p>▶ みどり公園推進部 北部公園整備課 TEL 048-646-3179 南部公園整備課 TEL 048-840-6179</p>

※さいたま市のWebサイトで、都市計画情報や認定路線、下水道情報等の閲覧ができます。

▶ **さいたま市TOPページ** (<https://www.city.saitama.lg.jp>) から

- ①メニュー>事業者向けの情報>「まちづくり・交通・建設」をクリックしてください。
- ②「さいたま市地図情報」をクリックしてください。
- ③「用途地域や防火地域・準防火地域、地区計画、都市計画道路など都市計画のお調べについて」をクリックしてください。
- ④「さいたま市 地図情報」をクリックしてください。

(スマートフォン向け) さいたま市地図情報 QRコード

